

黄法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号
アールビル本館7階

電話 06-6484-9882

FAX 06-6484-9883

令和8年4月30日

(送信先)

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 殿

FAX番号 011-221-5887

(送信者) 株式会社SPサービス
代理人弁護士 黄 大洪



以下のとおり3枚（この送信票を含みます）御送信致します。万一上記送信先と異なる方が受信されましたら、御手数ですが上記発信者まで御知らせ下さい。

当社は貴法人の令和8年3月24日付再申入書（以下「貴書面」といいます。）に対し、以下のとおり回答申し上げます。なお、略語は特に断りのない限り、当職作成の従前の書面の例によります。

1 「第2、1 消費者の損害賠償請求権と抗弁対抗について」に対して

(1) 貴法人のご主張

貴法人は、「確かに、エイトの債務不履行が発生する前に生徒がエイトの家庭教師とは関係なくすでに教材を使用していた、エイトの債務不履行が発生した後に生徒が他社の家庭教師のもとで教材を使用しているなどの事情により、消費者（購入者）に当該教材代金に関する損害が発生しない場合もあり得るところです。」、「他方で、そうした事情がない場合は、前述のとおり、エイトの債務不履行発生時に在籍していた学年用の教材代金についても、消費者（購入者）は、役務提供を受けることができなくなった期間に相当する分の損害賠償請求権を有することになります。」などのご主張です。

(2) 考慮要素はすべての顧客に妥当すること

貴法人は、「そうした事情がない場合」旨ご指摘です。しかし既に申し上げたとおり、教材の時価、性質、具体的な使用状況という考慮要素はすべての顧客の損害の範囲又は損害の金銭的評価において考慮されるべき性質のものです。貴法人は当社の上記主張を「そうした事情がない場合」という理由のみで片付け、従前のご主張を維持されており

ます。当社としては、上記のとおり当社の上記主張を度外視し、裁判例や文献等の十分な法的論拠を示さない貴法人の法的見解には与することはできません。

(3) 免れた反対債務や履行費用について

また貴法人の見解には次の指摘も可能です。貴法人はエイトによる役務提供と教材の引渡しを不可分一体の契約と捉え、顧客らはエイトに対して債務不履行に基づく損害賠償請求権を有するとご主張のようです。そして貴法人は上記損害の算定において、「エイトによる役務提供も教材の引渡しもしいずれもすべて約定度通り完全に履行された仮定的利益状態」を前提とされているものと考えられます。しかし顧客らは上記債務不履行によって、役務の未提供期間に相当する役務の対価の支払義務を免れました。この免れた対価に相当する部分は上記損害とその額の算定において控除されるか、又は損益相殺によって損害額から控除されるべきです。役務提供と教材の引渡しを不可分一体の契約と捉えるのであれば、上記のように解するのが適切であると考えます。この点からも、当社は貴法人の見解には与することはできません。

2 「第2、2 貴社の和解案について」に対して

(1) 貴法人のご主張

貴法人は、「・・・貴社が前記記載のある書面を消費者に送付していながら、実際の和解は全て適切に行われているとは考えがたいところです。」とご主張です。

(2) 和解交渉について

当社の和解交渉については、既に当社の令和8年1月30日付書面1(2)ウ〔3頁〕で主張したとおりです。

これに対し貴法人は上記(1)のとおりご反論ですが、上記ご反論のみでは当社と顧客らとの和解契約の効力を否定する論拠として不十分であると考えます。

3 「第2、3 十分な調査と不当利得がある場合の返還について」に対して

(1) 貴法人のご主張

貴法人は、「以上の理由から、当法人は、貴社に対し、エイトの債務不履行を理由として貴社に支払停止の申出をした消費者が、債務不履行発生時に生徒が在籍していた学年以降用の教材代金について損害賠償請求権を有しており、貴社に対して立替金の支払を停止できる根拠があるにもかかわらず、貴社からの請求、和解の申出等により支払う必要のない金員を支払っていないかどうかについて十分な調査を行うことを求めます。」などのご主張です。

(2) 回答済みであること

貴法人は当社に対して、全件を調査せよと要請されておりますが、全件の調査の要請は、当社に過大な費用と労力を負担させる内容の要請であると考えます。

また上記要請に対しては既に当職令和6年12月27日付書面〔5頁〕で回答済みです。以下再掲します。

「既に申し上げましたとおり、当社としては、上記消費者につき、当該消費者から支払停止の申出がなされた後に、当該消費者が負うべき支払義務を超えるクレジット代金の支払請求を継続した事実はないと認識しております。

もっとも、本件では多数の顧客がいる中で販売店が突然事業停止を表明することによる当社内での混乱があったこと、他方で当社の調査によると、上記事業停止後も複数の顧客が従前の家庭教師又はX社から引き続き役務の提供を受けていたなどの特殊な事情もあったことから、当社従業員が一部の顧客らに対して、不正確又は不適切な説明をした可能性を完全に否定することはできません。

そこで、貴法人において上記消費者に該当する可能性のある顧客が存在するというのであれば、当該顧客名を具体的に特定して頂きたいと存じます。

上記特定があり次第、当社において速やかに、貴社ご主張の金額を当該顧客に返金させて頂きたいと考えております。」

よろしくお願い申し上げます。

草々